

令和3年5月26日  
都市整備政策部住宅管理課

## 世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起

### 1 主旨

区では、区営・区立住宅の家賃滞納者に対して督促を重ね、滞納の解消に向けての取り組みを行ってきた。

本件入居者は、滞納額が高額となったため、区と委任契約を結んでいる弁護士を通じ支払いについて合意書を取り交わしたが、履行がされないため、住宅の使用許可を取り消し、住宅の明渡し及び滞納使用料の支払いを請求した。

しかし、その後も住宅を明け渡さず、債権が増え続けているため、住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起する。

### 2 訴訟の内容

原告 世田谷区

被告 使用者： ██████████

連帯保証人： ██████████

訴えの要旨 (1) 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。

(2) 被告らは、原告に対し、連帯して、金333万7700円及び令和3年5月1日から前項の建物明渡し済みまで1ヶ月金19万1700円の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は被告らの負担とする。

### 3 訴訟提起日 令和3年7月、東京地方裁判所へ訴訟を提起する。